



健康で豊かな国民生活を保健医療福祉情報システムが支えます

## 2022年度 保健福祉システム部会業務報告会

# 介護・障害福祉・国保後期・子育て・ 保健衛生関連の制度改正について

2023年4月12日  
福祉システム委員会  
委員長 金本 昭彦

## 目 次

1. 福祉システム委員会 活動報告
2. 介護保険制度改正への取組み
3. 介護事業者連携への取組み
4. 後期高齢者医療制度への取組み
5. 障害者総合支援法改正への取組み
6. 子ども子育て支援施策への取組み
7. 国民健康保険制度改正への取組み
8. 保健衛生分野への取組み
9. 母子保健情報の電子化
10. 自治体システム標準化の動向

# 1. 福祉システム委員会 活動報告

福祉システム委員会  
(金本委員長)  
(副委員長：  
今井・川崎・坂崎)

- ①厚生労働省各部局、内閣府、デジタル庁等へのロビー活動
- ②厚生労働省・国保中央会と以下の検討委員会を共同で設置
  - ・「介護保険事務処理システム検討会」へ委員10名派遣
  - ・「障害者総合支援事務処理システム検討会」へ委員8名派遣
  - ・「障害者総合支援審査事務研究会」へ委員派遣
  - ・「国保保険者標準事務処理システム検討会」へオブザーバ3名派遣
  - ・「広域連合標準システム研究会」へオブザーバ3名派遣
- ③当委員会を代表して以下の専門委員会に参画
  - ・デジタル庁の自治体システム標準化に関する「地方公共団体情報システム共通機能等技術要件検討会」へオブザーバ派遣
  - ・厚生労働省の「医療機関等における自治体検診等の情報の閲覧・活用に向けたシステムの在り方に関する有識者会議」へ委員派遣
  - ・福祉医療機構の「WAMNET事業推進専門委員会」へ委員派遣 等

介護保険事務処理WG  
(田中リーダ)

- ①介護保険制度改正に対する市町村の運用、システムへの影響範囲を精査し、厚生労働省、国保中央会へ提言活動

介護事業者連携WG  
(鴻谷リーダ)

- ①「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」を採用したケアプランデータ連携システムを、厚生労働省と国保中央会での構築に関する情報収集活動。

## 1. 福祉システム委員会 活動報告

### 後期高齢者WG (岩田リーダ)

- ①後期高齢者の医療費の窓口負担割合の見直しへの対応
- ②広域連合電算処理システムにおけるクラウド化に関する対応

### 障害者総合支援WG (茶珍リーダ)

- ①障害者総合支援法等の改正に関する市町村の運用、システムへの影響範囲を精査し、厚生労働省、国保中央会へ提言活動
- ②障害福祉データベース構築に関する活動

### 子ども子育て支援WG (河野リーダ)

- ①内閣府へのシステム的な見地からの提言活動
- ②児童手当、児童扶養手当の改正や番号対応に関する情報収集活動

### 国民健康保険WG (大村リーダ)

- ①システム検討会における検討や提言活動  
「国保保険者標準事務処理システム検討会」におけるオブザーバー参画  
JAHISのHP（ダウンロードサイト）を活用した、メンバーへの情報共有

### 保健衛生WG (角リーダ)

- ①コロナワクチン関連の疑義照会および自治体システムに関する技術支援
- ②母子保健情報の電子化に関する情報収集活動



## 2. 介護保険制度改正への取組み



### 介護保険制度の見直しを受けた活動を実施

#### 1. 2022年度の活動内容

- JAHIS会員より疑義を受付し、厚生労働省、国民健康保険中央会へ制度の内容および詳細仕様の確認を実施。
- **高額介護サービス費等に関する算定誤り**に関して、JAHIS会員より疑義を受付し、厚生労働省、国民健康保険中央会へ確認を実施。

#### 2. 2023年度の活動予定

- 引き続き、介護保険制度改正、データ標準レイアウト改版など、最新情報や動向を収集し、WGメンバと情報共有を行う。
- 厚生労働省、国民健康保険中央会と介護保険事務処理システム検討会等で連携を図りながら、システムベンダの立場から専門的な提言を積極的に行う。

## 2. 介護保険制度改正への取組み

### 介護保険事務処理システム検討会

**主催者：国保中央会**

#### 各システムの標準化の支援

- ・事務処理コンサルタント担当
  - ・市町村システム担当
  - ・都道府県システム担当
  - ・事業所システム担当
  - ・サービスコード担当
- 各2名ずつ 合計10名選出

支援



**JAHIS 代表**

**厚生労働省**



マネジメント



**国保中央会**

#### 法改正の概要説明・全体統括

- ・見直し改正の論点の説明
- ・当会議で決定した内容を全国へ情報展開  
(事務連絡で発出)
- ・全体統括マネジメント作業

#### 国保連合会システム担当

- ・全国の国保連合会支援
- ・支払等システム
- ・報酬マスタ関連 等

負担能力に応じた負担、公平性等を踏まえた給付内容の適正化の視点から検討が行われています。

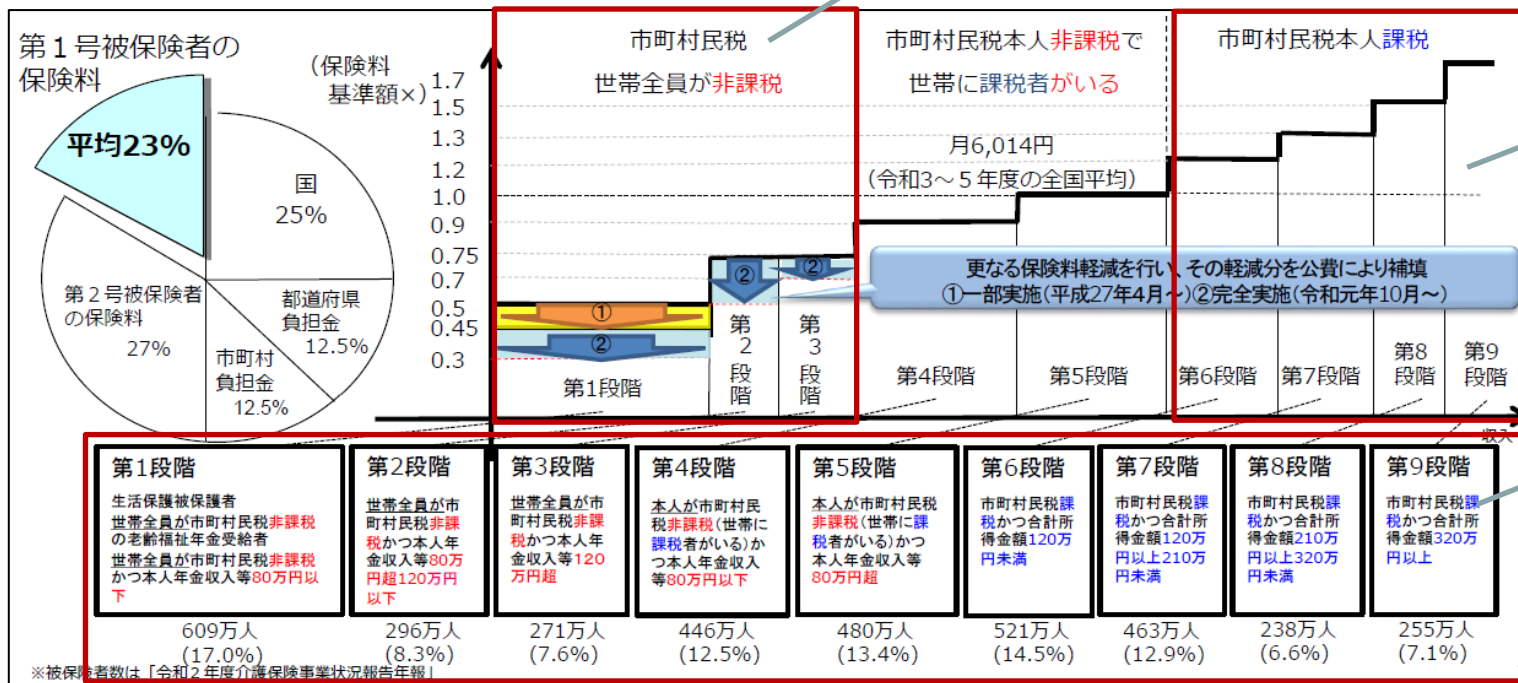
No	主な検討案件
1	<u>【給付と負担】 1号保険料負担の在り方</u>
2	<u>【給付と負担】 「現役並み所得」、「一定以上所得」の判断基準</u>
3	【給付と負担】 補足給付に関する給付の在り方
4	<u>【制度間の公平性や均衡等を踏まえた給付内容の見直し】 多床室の室料負担</u>
5	【制度間の公平性や均衡等を踏まえた給付内容の見直し】 ケアマネジメントに関する給付の在り方 → 第10期で検討
6	【制度間の公平性や均衡等を踏まえた給付内容の見直し】 軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方 → 第10期で検討
7	【被保険者範囲・受給者範囲】
8	<u>【保険者機能の強化】要介護認定</u>

## 1 【給付と負担】1号保険料負担の在り方

国の定める標準段階の多段階化、高所得者の標準乗率の引き上げ、低所得者の標準乗率の引下げ等について検討を行い、具体的な段階数、乗率、公費と保険料多段階化の役割分担等について、早急に結論を得るとされています。

【第8期(第1号被保険者の保険料)】

検討)低所得者の標準乗率引き下げ



検討)高所得者の標準乗率引き上げ

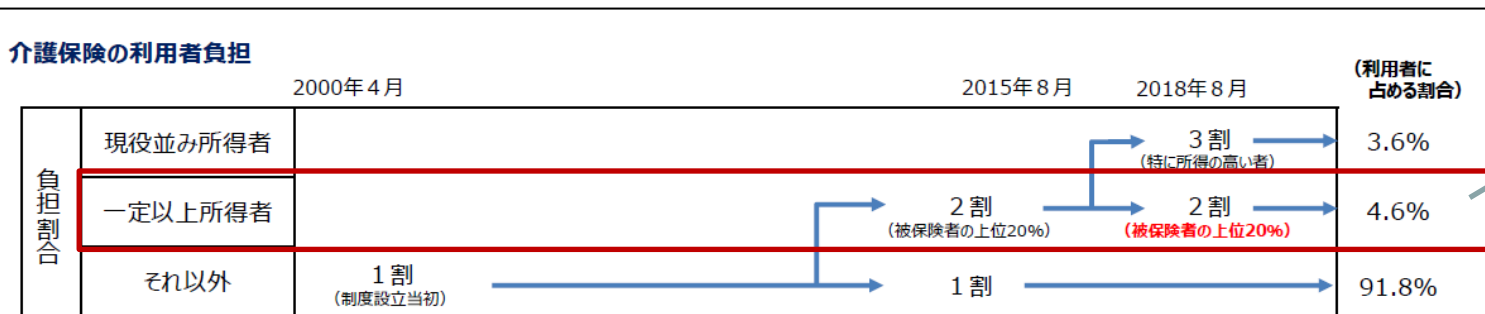
検討)標準段階の多段階化

※被保険者数は「令和2年度介護保険事業状況報告年報」

(参考)2022年12月19日「第105回社会保障審議会介護保険部会」資料

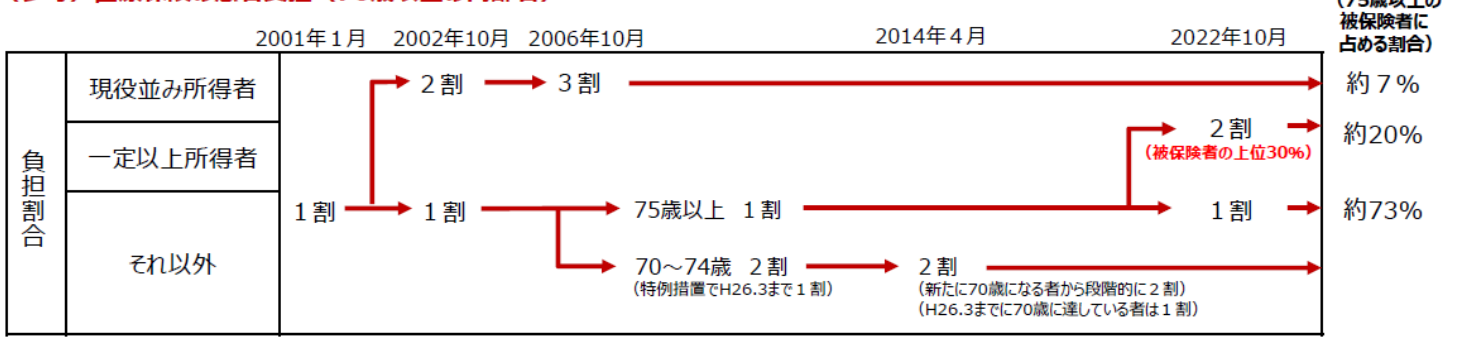
## 2 【給付と負担】「現役並み所得」、「一定以上所得」の判断基準

利用者負担が2割となる「一定以上所得」の判断基準の見直しについて、後期高齢者医療制度との関係や介護サービスは長期間利用されること等をふまつつ、高齢者が必要なサービスを受けられるよう、高齢者の生活実態や生活への影響等も把握しながら検討を行い、結論を得るとされています。



検討)一定以上所得の判断基準の見直し

**(参考) 医療保険の患者負担 (70歳以上の高齢者)**

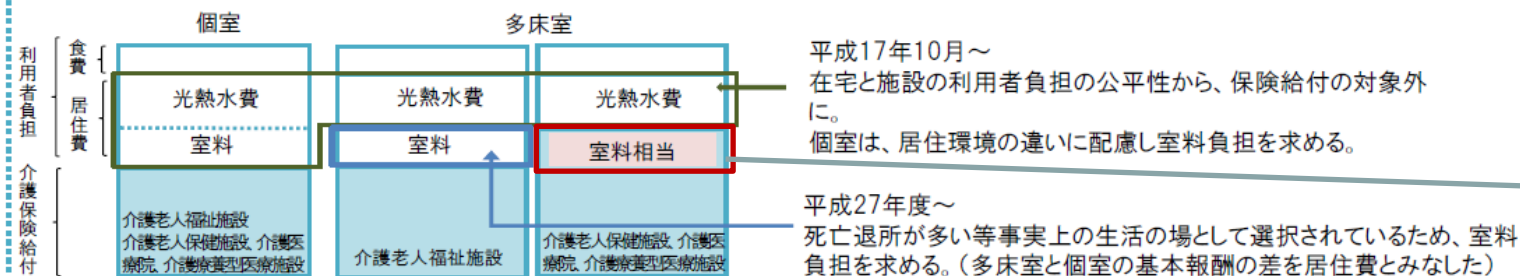


(参考)2022年12月19日「第105回社会保障審議会介護保険部会」資料

## 4【制度間の公平性や均衡等を踏まえた給付内容の見直し】 多床室の室料負担

老健施設及び介護医療院の多床室の室料負担の導入について、在宅との負担の公平性、各施設の機能や利用実態等を踏まえつつ、介護給付費分科会において介護報酬の設定等も含めた検討を行い、結論を得るとされています。

### 居住費負担に関する経緯



検討) 多床室の室料負担

		基準費用額 (月額)	負担限度額 (月額) ※短期入所生活介護等 (月額) 【】はショートステイの場合			
			第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
食費		1,445円 (4.4万円)	300円 (0.9万円) 【300円】	390円 (1.2万円) 【600円 (1.8万円)】	650円 (2.0万円) 【1,000円 (3.0万円)】	1,360円 (4.1万円) 【1,300円 (4.0万円)】
居住費	多床室 特養等	855円 (2.6万円)	0円 (0万円)	370円 (1.1万円)	370円 (1.1万円)	370円 (1.1万円)
	多床室 老健・療養等	377円 (1.1万円)	0円 (0万円)	370円 (1.1万円)	370円 (1.1万円)	370円 (1.1万円)
	従来型 個室 特養等	1,171円 (3.6万円)	320円 (1.0万円)	420円 (1.3万円)	820円 (2.5万円)	820円 (2.5万円)
	従来型 個室 老健・療養等	1,668円 (5.1万円)	490円 (1.5万円)	490円 (1.5万円)	1,310円 (4.0万円)	1,310円 (4.0万円)
	ユニット型個室的多床室	1,668円 (5.1万円)	490円 (1.5万円)	490円 (1.5万円)	1,310円 (4.0万円)	1,310円 (4.0万円)
	ユニット型個室	2,006円 (6.1万円)	820円 (2.5万円)	820円 (2.5万円)	1,310円 (4.0万円)	1,310円 (4.0万円)

検討) 多床室の室料負担

(参考)2022年12月19日「第105回社会保障審議会介護保険部会」資料



## 8 【保険者機能の強化】要介護認定

- 新規申請及び区分変更申請に係る有効期間の上限拡大については、保険者の事務負担の軽減に資すると考えられる一方で、
  - ・ 要介護認定は、保険者がその責任と権限に基づき、被保険者に介護が必要な状態にあるかどうかを確認する行為であり、認定された要介護度に応じてケアプランの作成・サービスの提供が行われることから、介護保険制度の根幹であること
  - ・ 更新申請と比較して、認定から12か月経過後に、軽度化している者の割合が多いことを踏まえ慎重に考える必要がある。
  
- 更新申請に係る有効期間については、これまで累次の上限拡大を行ってきたが、更なる上限拡大に当たっては、有効期間の上限を拡大した令和3年度の制度改正の影響や、保険者の事務負担の軽減に資する効果を引き続き検証する必要がある。

引き続き検討)更新申請に係る有効期間の上限拡大

- 一方で、要介護認定までの期間を短縮するためには、各保険者における審査の簡素化・効率化の取組を一層推進することが重要である。

- このため、より多くの保険者が審査の簡素化に取り組むことができるよう、具体的にどのように審査を簡素化しているかの事例を収集・周知することが適当である。また、ICTやAIの活用に向けた検討を進めていくことが重要である。

- 加えて、現在、新型コロナの感染状況を踏まえ、認定審査会について、ICTを活用して実施できることとしているが、本取扱いについて、業務効率化の観点から、新型コロナの感染状況を問わず、継続することが適当である。

検討)認定審査会のICT活用継続

(参考)2022年12月19日「第105回社会保障審議会介護保険部会」資料

### 3. 介護事業者連携への取組み



#### 今後の活動指針について(1/2)

##### 1. 厚生労働省と国保中央会との連携

厚生労働省により、当WGにおいて支援を実施していた、居宅介護の事業所間における「サービス事業者間のインターフェース（第1,2,3,6,7表）のケアプランデータ連携の」標準化がなされた。これらの標準仕様により、国保中央会によって当WG、福祉システム委員会の念願だったデータ連携基盤のシステム構築が2022年度から開始された。

→本件によって基盤の整備が図られたため今後も事業所間で必要なインターフェースの標準化推進の働きかけを実施。介護現場のICT活用に関する問題点を洗い出し、厚生労働省へ業務効率化に向けた提言を引き続き実施し、業界の標準化を推進する。

##### 2. 医療介護連携WGとの連携

医療介護連携WGにおいて、「介護事業所におけるICTを通じた情報連携に関する調査研究」の中で、医療介護連携の標準化を検討しており、「入院時状況提供書」「退院対処情報記録書」「訪問看護記録書」などの書式標準化を検討している。また、地域包括ケアのもと厚労省により医療介護の一体的改革も歌分けているため、今後も医療介護連携WGとの連携を推進していく。



### 3. 介護事業者連携への取組み

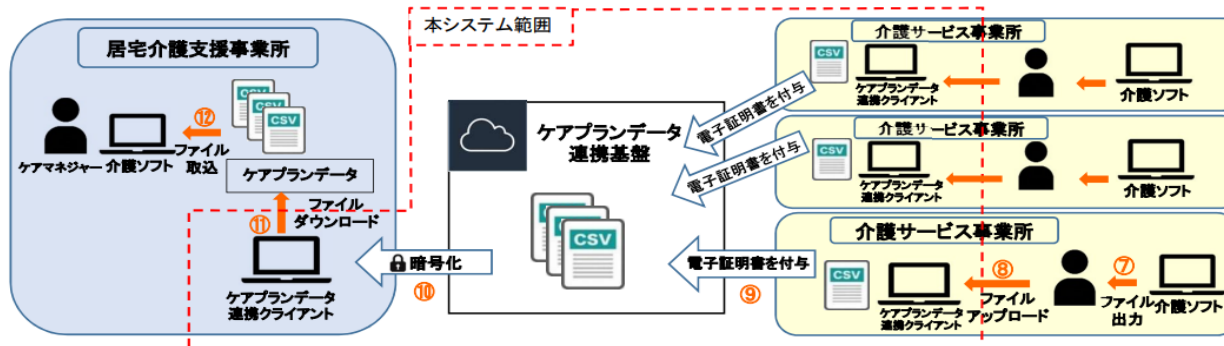


#### 今後の活動指針について(2/2)

### 3. 標準化から、データ基盤構築の実現へ

令和2年度成果物 老振発0326第1号により国保中央会でデータ連携基盤の構築を実施

【ケアプランデータ(実績)の連携 業務フロー図】



**【介護サービス事業所】**

- ⑦ 介護ソフトにケアプランに基づく実績を入力後、ケアプランデータ実績ファイルをCSVファイルとして出力(保存)します。
- ⑧ 出力(保存)したケアプランデータ実績ファイルをケアプランデータ連携クライアントにアップロードします。
- ⑨ ケアプランデータ連携クライアントからケアプランデータ連携基盤へ送信します。(※電子証明書は自動で付与されます。)

**【居宅介護支援事業所】**

- ⑩ ケアプランデータ連携クライアントを操作し、最新情報を確認し、ケアプランデータ連携基盤から受信します。  
(※ケアプランデータ連携基盤からケアプランデータ連携クライアントの通信は暗号化されて通信が行われます。)
- ⑪ ケアプランデータ連携クライアントからケアプランデータ実績ファイルをダウンロードします。
- ⑫ ダウンロードしたケアプランデータ実績ファイルを介護ソフトに取り込み確認をします。

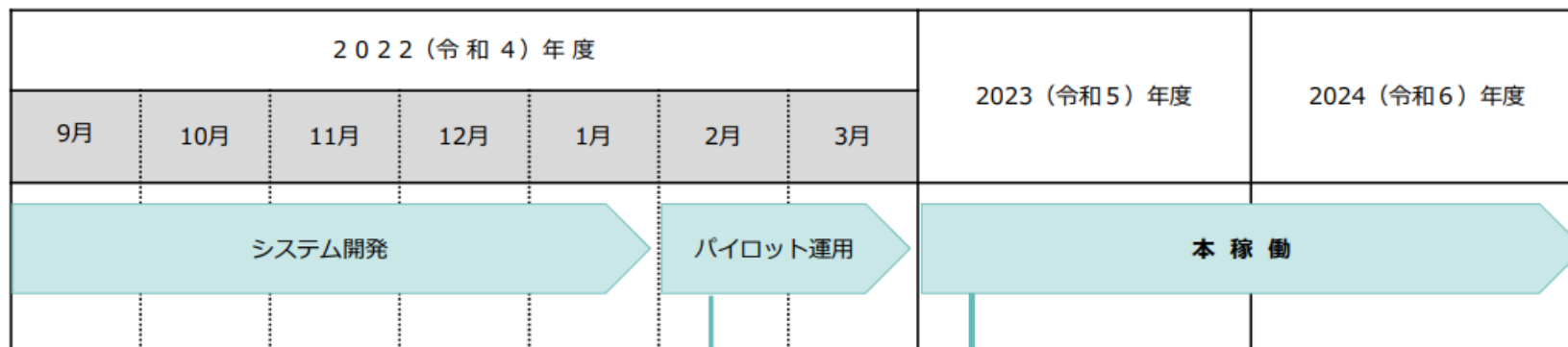
### 3. 介護事業者連携への取組み



#### 今後の活動指針について(2/2)

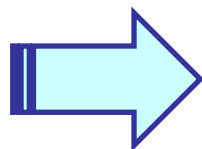
#### 3. 標準化から、データ基盤構築の実現へ

2023年度より本稼働予定であるが、国保中央会においても本稼働後にも必要となる機能を随時追加していく予定と  
のことであり、本WGとしても国保中央会への提言を実施していく。



自治体を限定した形でパイロット運用を予定

本稼働後も、必要な機能改修を実施予定



今後必要なインターフェースの標準化を検討

### 3. 介護事業者連携への取組み



#### 今後の活動指針について(2/2)

#### 3. 標準化から、データ基盤構築の実現へ

「在宅医療と介護間の情報連携におけるデータ項目仕様書」をインプット資料とする。

厚労省「介護事業所におけるICTを活用した情報連携に関する調査研究等」のIF課題

ケアプラン「第1,2,3,6,7表」の  
インターフェース標準化  
2019年度完了

厚労省老健局振興課  
より老振発0326第1号  
通達完了 (2020/3)

国保中央会での基盤開発  
(稼働時期は2023年4月)

令和2年度成果物  
老振発0326第1号

IFの決定  
/データ項目仕様書

- 国保中央会での基盤開発に向けた疑義紹介、課題等の検討を行う。

## 4. 後期高齢者医療制度への取組み



### 法改正等に関する活動

#### 1. 活動概要

- ①後期高齢者の医療費の窓口負担割合の見直しへの対応  
→市町村-広域連合間インタフェースへの影響、帳票レイアウトに関する影響など
- ②個人情報保護法の施行、個人情報保護条例の廃止に関する対応  
→特定個人情報保護評価（PIA）に関する条例記載箇所の見直し、システム関係契約書の記載内容の見直しに関する整理、助言等を行うとともに、個人情報ファイル簿のサンプル作成に関する助言等を行った。
- ③後期高齢者医療広域連合事務処理標準システム機器更改に関する対応  
→ハードウェアの提供時期や保守期限に関する調査等に協力するとともに、特定個人情報保護評価書の記載に関する事項や、機器更改に関するマニュアル等への提言、助言を実施した
- ④自治体システム標準化に関する後期高齢者医療広域連合事務処理標準システムへの影響  
→自治体システム標準化により、日本語文字コードのほか、宛名番号、世帯番号のチェックデジットが標準化前後で仕様が異なることによる影響や、VPCピアリングのようなマネージドサービスを使った市町村-広域連合間接続の調整に入ることなど、提言、助言を行った。

以上のような事項に関して、リーダー・サブリーダーを中心に、厚生労働省・国民健康保険中央会に対して、システム仕様等の整理や助言等を行った。また、これらの情報や厚生労働省が発出した事務連絡の共有、システム仕様の調整に関する予備調査をメール等でWGメンバに対して共有を行った。

## 4. 後期高齢者医療制度への取組み

### 2. 今後の取組み

- ① 全世代対応型の社会保障制度の構築に関する各種法改正への対応  
→ 市町村-広域連合間インタフェースへの影響、帳票レイアウトに関する影響など
- ② 後期高齢者医療広域連合事務処理標準システム機器更改に関する対応  
→ 引き続き、アプリケーションのCI/CD等を含めた機器更改に関するマニュアル等への提言、助言など
- ③ 自治体システム標準化に関する後期高齢者医療広域連合事務処理標準システムへの影響  
→ 自治体システム標準化における機能標準化基準、共通標準化基準が広域連合事務処理標準システムへ与える影響や、ガバメントクラウド個別領域上に構築される市町村支援システムとのクラウドネットワークの在り方等について、の提言、助言など

以上のような事項に関して、リーダー・サブリーダーを中心に、厚生労働省・国民健康保険中央会に対して、システム仕様等の整理や助言等を行う。また、これらの情報や厚生労働省が発出した事務連絡の共有、システム仕様の調整に関する情報等をメール等でWGメンバに対して共有を行う。



### その他に関する活動

#### 1. 活動概要

デジタル庁がすすめる窓口DXSaaS、公共サービスメッシュといったような、後期高齢者医療広域連合事務処理標準システムが関係する施策についても、市町村を含む後期高齢者医療全体に関するシステムの全体最適の観点から、助言等をリーダー・サブリーダーの幹部を中心に、厚生労働省・国民健康保険中央会に対して継続的に実施し、それらに関する情報等をメール等でWGメンバに対して共有を行う。

## 5. 障害者総合支援法改正に対する取組み



### 障害者総合支援法の改正に関する活動を実施

#### 1. 2022年度の活動内容

2023年度本格稼働の障害福祉サービスデータベースに関して、厚生労働省・国民健康保険中央会とシステム検討会を通して、市町村事務運用及びシステムへの影響について専門的な立場から提言活動を実施。また、障害者総合支援法に関連する事務連絡の情報収集を実施し、事務連絡や通知等のWGメンバへの情報展開を行った。

#### 2. 今後の取組み予定

2023年度の本格稼働に向けた、障害福祉サービスデータベースの動向、および今後予定される様々な障害者福祉制度にからむ最新情報や動向を収集し、WGメンバと情報共有を行う。また、厚生労働省、国民健康保険中央会とシステム検討会等で連携を図りながら、システムベンダの立場から専門的な提言を積極的に行う。

## 5. 障害者総合支援法改正に対する取組み

### ● 障害者総合支援事務処理システム検討会 (略称: 障害者システム検討会)

**主催者：国保中央会**

#### 各システムの標準化の支援

- ・事務処理コンサルタント担当
  - ・市町村システム担当
  - ・都道府県システム担当
  - ・事業所システム担当
- 各2名ずつ 合計8名選出



**JAHIS 代表**

**厚生労働省**

マネジメント



**国保中央会**

#### 法改正の概要説明・全体統括

- ・総合支援法の見直し改正の論点の説明
- ・当会議で決定した内容を全国へ情報展開  
(事務連絡で発出)
- ・全体統括マネジメント作業

#### 国保連合会システム担当

- ・全国の国保連合会支援
- ・支払等システム
- ・報酬マスタ関連
- ・請求簡易入力 等

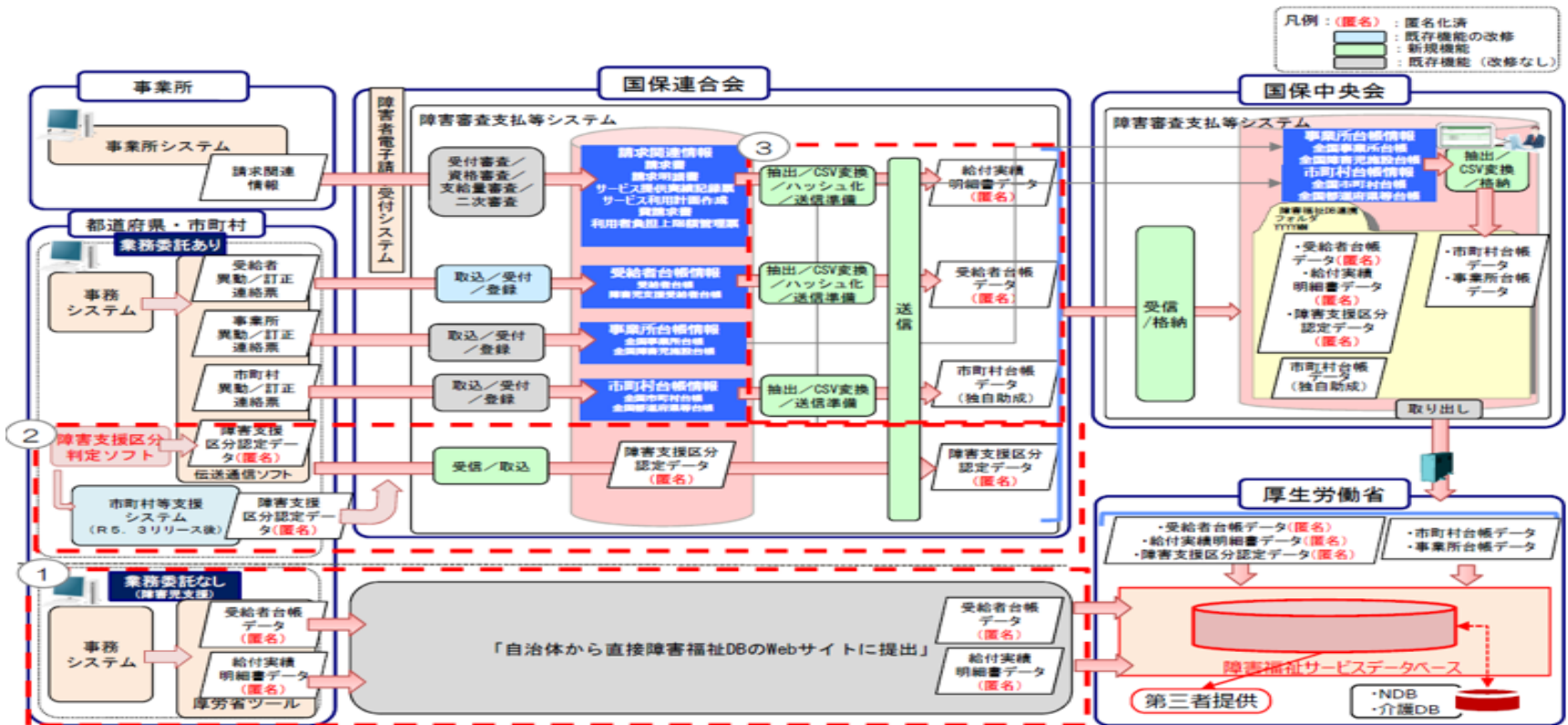


## 5. 障害者総合支援法改正に対する取組み



### 障害福祉サービスデータベース システム概要(イメージ)

障害福祉サービスデータベースの構築にあたっては、各市町村の事務システム、判定ソフトおよび国保連合会との連携において、2023年度より新運用が本格稼働予定。



※「令和4年12月21日 障害者総合支援給付審査支払等システム担当者説明会」資料より引用



## 5. 障害者総合支援法改正に対する取組み



### 障害福祉サービスデータベース 全体スケジュール

障害福祉サービスデータベース構築に向け、障害区分判定システム、障害審査支払等システム、および各市町村における事務システム等のデータ連携において、2023年2月より試行運用、4月より本格運用が開始。

		令和4年度				令和5年度	
		12月	1月	2月	3月	4月	5月
1	委員会・説明会等	★12/21 担当者説明会					
2	事務連絡等			●1月下旬 委託契約に関する仕様書案		●4月上旬 委託契約書写し	
3	関係 イベント	★12/10 改正障害者総合支援法等 法案成立 ★12/14 確定版インタフェース仕様書公開 ●12月下旬 勘定科目例提示予定 ●12月末 事務連絡（自治体向け説明資料）				← 厚労省と国保中央会の委託契約手続き → ★4/1 改正障害者総合支援法等 施行開始 （障害福祉サービスデータベース）	
	障害福祉DB			試行運用		本格運用	
4	システム関係 障害審査支払等システム	ベンダ接続試験		★1月26日～2月上旬 初回連携 ★システムリリース 1/23稼働	試行運用		本格運用
					★システムリリース（アップロード機能） 3/27稼働		本格運用
	伝送通信ソフト （都道府県・市町村版）			★システムリリース 1/23稼働	試行運用		本格運用

※「令和4年12月21日 障害者総合支援給付審査支払等システム担当者説明会」資料より引用  
 一般社団法人 保健医療福祉情報システム工業会

## 5. 障害者総合支援法改正に対する取組み



### 障害者総合支援法の改正に関する今後の取組み

2023年度は、(1)令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に係る改修、(2)精神障害者に対する鉄道事業者の旅客運賃の割引に係るマイナンバー情報連携に伴うシステム改修が予定されている。

【Ⅲ. 医療・介護分野のDXの推進、科学技術力向上・イノベーションの実現】

施策名：障害者自立支援給付審査支払等システム事業（自治体分）

令和4年度第二次補正予算案 14億円

障害保健福祉部企画課  
(内線3007)

#### ① 施策の目的

制度改正等に伴う自治体のシステム改修に必要な経費に対して補助を行うことにより、制度基盤の安定化及び適正な運営を図るもの。

#### ② 対策の柱との関係

1	2	3	4
		○	

#### ③ 施策の概要

以下の2点に係る所用の経費を要求するもの。

- (1) 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に係る改修
- (2) 精神障害者に対する鉄道事業者の旅客運賃の割引に係るマイナンバー情報連携に伴うシステム改修

#### ④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

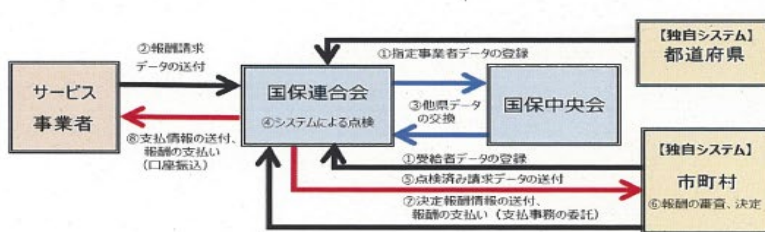
【実施主体】

都道府県及び市区町村

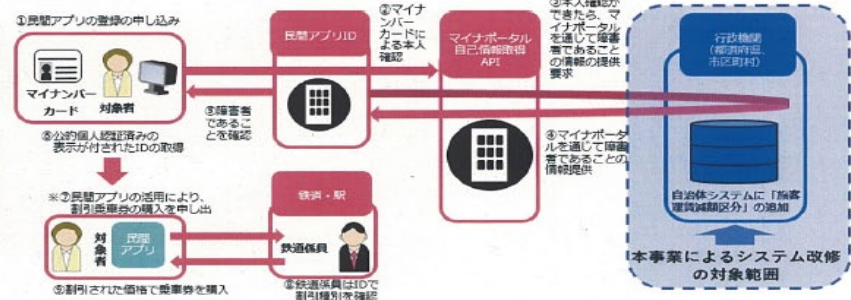
【補助率】

(1) 国 1/2、地方 1/2 (2) 国 2/3、地方 1/3

(1)



(2)



※「令和4年12月22日 事務連絡 精神障害者保健福祉手帳所持者に対する公共交通機関の運賃割引の導入に向けたシステム改修について」資料より引用

## 5. 障害者総合支援法改正に対する取組み



### 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に係る法律案の概要

令和6年度4月1日施行に向け、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案が、令和4年10月26日に提出された。（各法律案の概要は次ページ参照）

No	主な検討案件
1	障害者等の地域生活の支援体制の充実
2	障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進
3	精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備
4	難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化
5	障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース（DB）に関する規定の整備
6	その他

※「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案（令和4年10月26日提出）」資料より引用



## 5. 障害者総合支援法改正に対する取り組み

### 改正の趣旨

障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずる。

### 改正の概要

#### 1. 障害者等の地域生活の支援体制の充実【障害者総合支援法、精神保健福祉法】

- ① 共同生活援助（グループホーム）の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることを、法律上明確化する。
- ② 障害者が安心して地域生活を送れるよう、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とする。
- ③ 都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。

#### 2. 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進【障害者総合支援法、障害者雇用促進法】

- ① 就労アセスメント（就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の手法を活用した「就労選択支援」を創設するとともに、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、そのアセスメント結果を参考に職業指導等を実施する。
- ② 雇用義務の対象外である週所定労働時間10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者に対し、就労機会の拡大のため、実雇用率において算定できるようにする。
- ③ 障害者の雇用者数で評価する障害者雇用調整金等における支給方法を見直し、企業が実施する職場定着等の取組に対する助成措置を強化する。

#### 3. 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備【精神保健福祉法】

- ① 家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする等、適切に医療を提供できるようにするほか、医療保護入院の入院期間を定め、入院中の医療保護入院者について、一定期間ごとに入院の要件の確認を行う。
- ② 市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望のもと、入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行う「入院者訪問支援事業」を創設する。また、医療保護入院者等に対して行う告知の内容に、入院措置を採る理由を追加する。
- ③ 虐待防止のための取組を推進するため、精神科病院において、従事者等への研修、普及啓発等を行うこととする。また、従事者による虐待を発見した場合に都道府県等に通報する仕組みを整備する。

#### 4. 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化【難病法、児童福祉法】

- ① 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成について、助成開始の時期を申請日から重症化したと診断された日に前倒しする。
- ② 各種療養生活支援の円滑な利用及びデータ登録の促進を図るため、「登録者証」の発行を行うほか、難病相談支援センターと福祉・就労に関する支援を行う者の連携を推進するなど、難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を強化する。

#### 5. 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース（DB）に関する規定の整備【障害者総合支援法、児童福祉法、難病法】

障害D B、難病D B及び小慢D Bについて、障害福祉サービス等や難病患者等の療養生活の質の向上に資するため、第三者提供の仕組み等の規定を整備する。

#### 6. その他【障害者総合支援法、児童福祉法】

- ① 市町村障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者の指定を行うため、都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設する。
- ② 地方分権提案への対応として居住地特例対象施設に介護保険施設を追加する。

このほか、障害者総合支援法の平成30年改正の際に手当する必要があった同法附則第16条第2項の規定等について所要の規定の整備を行う。

### 施行期日

令和6年4月1日（ただし、2①及び5の一部は公布後3年以内の政令で定める日、3②の一部、5の一部及び6②は令和5年4月1日、4①及び6①の一部は令和5年10月1日）

1

※「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案（令和4年10月26日提出）」資料より引用

## 6. 子ども子育て支援施策への取組み



### 内閣府、厚生労働省などへの提言活動・情報収集

#### 1. 活動概要

子ども子育ては制度施行後は、リーダー・サブリーダーの2名にて、子ども子育て支援・児童手当は内閣府へ、児童扶養手当は厚労省へ提言、情報収集活動を行ってきた。2022年度は自治体システムの標準化に関して、仕様案へのベンダー意見照会を所管府省から依頼をうけるケースがあり、WGメンバーへの情報共有を行うことで、事業の円滑な推進に寄与した。また特に児童手当の特例給付の廃止などの情報収集を行った。

#### 2. 今後の取組み

2023年度は、自治体システムの標準化に関して、児童手当・児童扶養手当、子ども子育て支援の仕様が確定し、各ベンダーで標準仕様に準拠したパッケージの開発が本格化していくと思われる。それぞれ関係府省と連携しながら標準化の効果を最大化すべくJAHISとして情報収集と共有を行う。

また、少子化対策として、23年4月にこども家庭庁が設置されることから、これもJAHISとして連携しながら同庁の施策へ情報収集・提言などを行っていく。

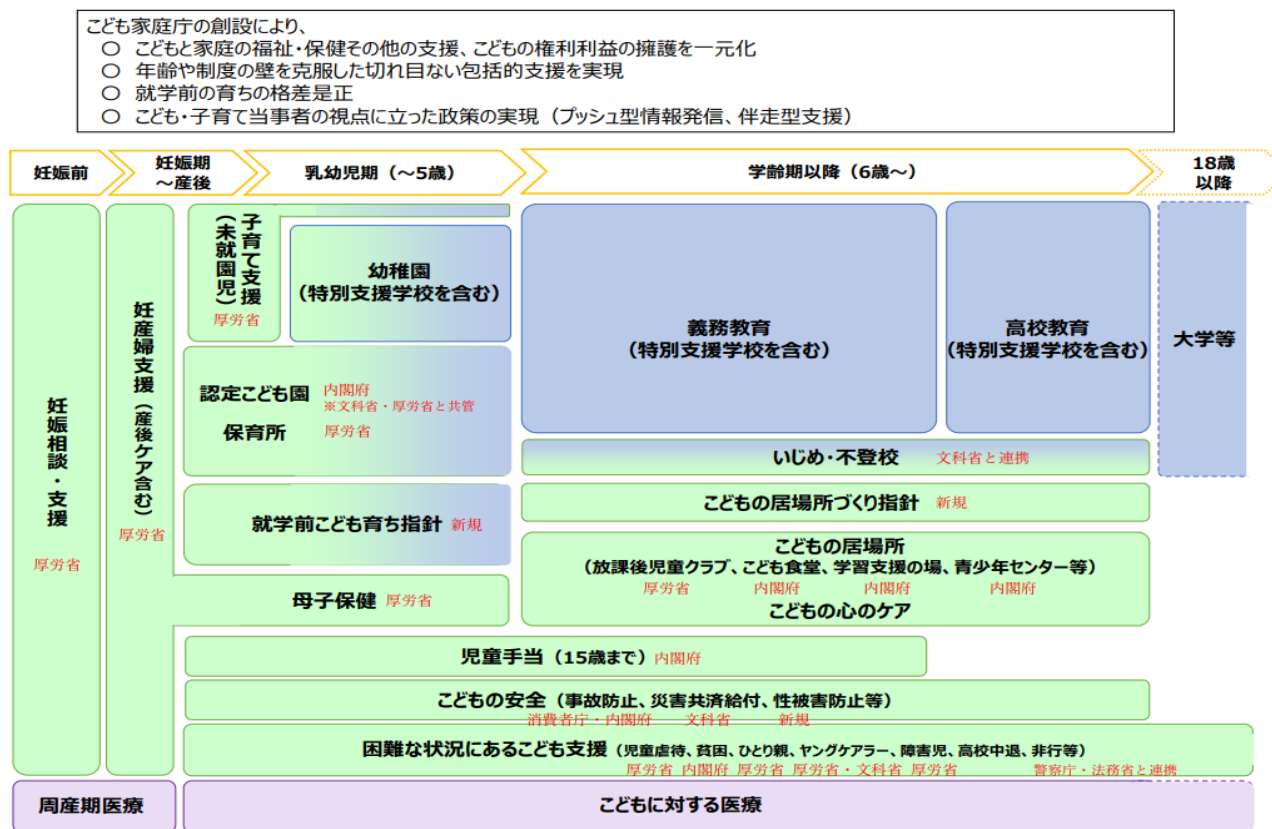
来年度はとくに子育てに関する制度改正がみえていないことから、上記2点がポイントになる見込み。  
(異次元の子育て政策の全貌と財源がどうなるか不明のため)

## ■ こども家庭庁

- 23年4月に設置。これまで文部科学省、厚生労働省、内閣府、警察庁などが所管していた子どもを取り巻く行政事務を集約することを目的としている。

こども家庭庁の創設について(イメージ)

(参考 2)



出典:内閣官房「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針(概要)」

## 7. 国民健康保険 制度改正への取組み

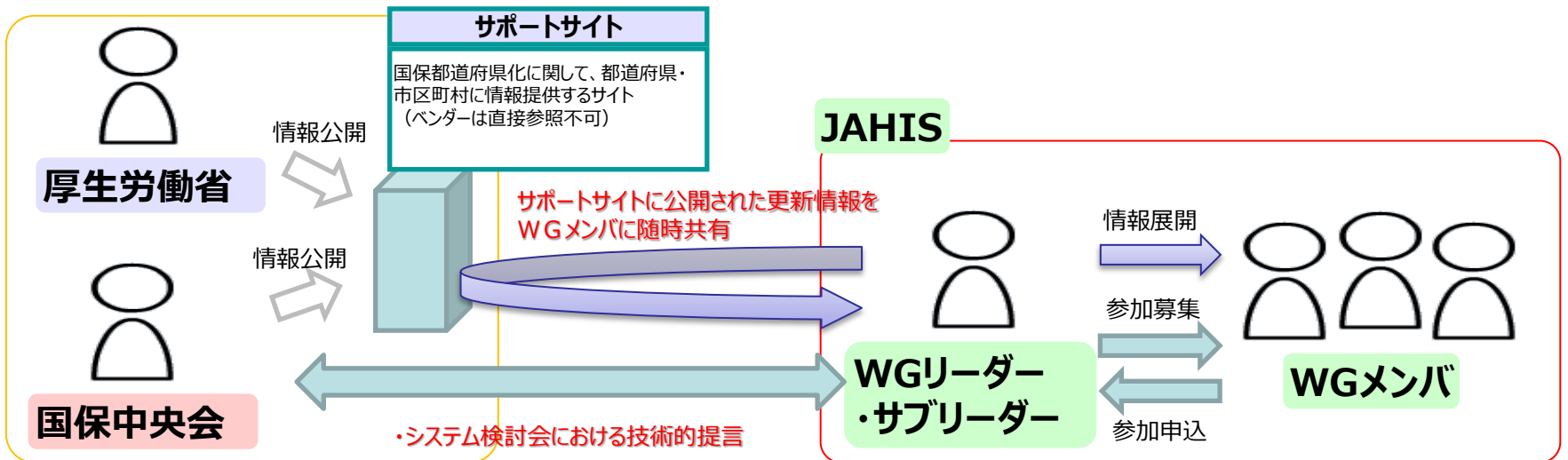


### システム検討会における検討や提言活動

#### 1. 活動概要

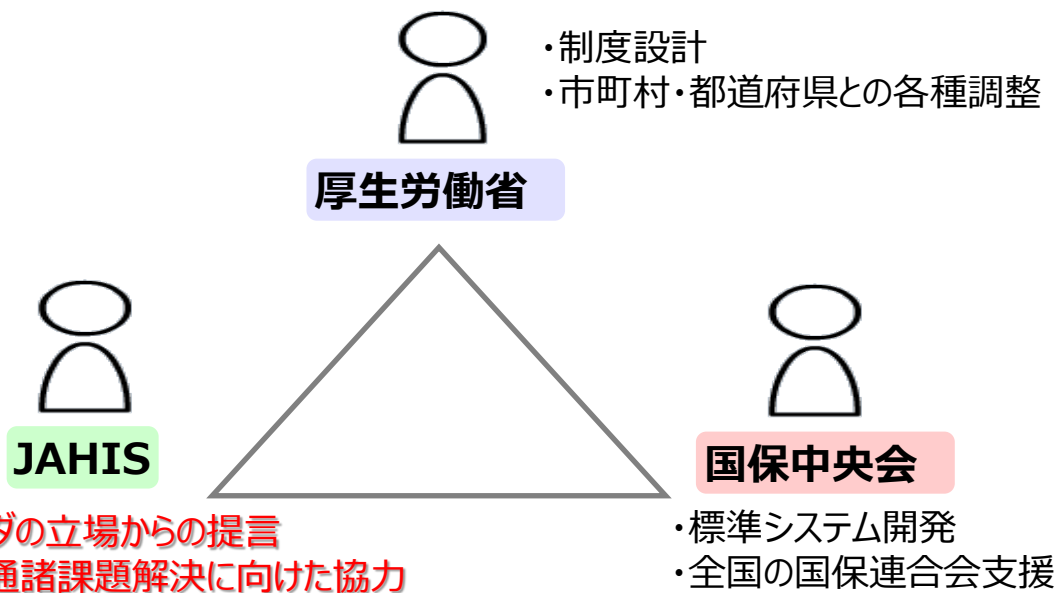
2018年4月に国民健康保険の都道府県化が施行されたが、施行前から開催されていた「国保保険者標準事務処理システム検討会」（非公開）が施行後も継続して開催されており、WGリーダーとサブリーダーの計3名がオブザーバーとして引き続き招聘された。コロナ禍により書面開催が中心となったが、システムベンダーとして情報集約システムへの機能強化に関する提言や、市町村事務処理標準システムの機能強化・オンライン資格確認の稼働後の対応に関して専門的立場での提言活動を行った。

また、厚生労働省（国民健康保険中央会）が市町村向けサポートサイトに公開している情報をメンバーにML（メーリングリスト）を通じて広報し、情報入手を公開と同時に実施できるように対応している。



## 2. 今後の取組み

都道府県化施行から約5年経過し、納付金算定システムおよび情報集約システムの機能強化について継続的に  
 行っていく必要がある。また、2021年10月に稼働したオンライン資格確認の運用面の課題についてタイムリーな対応を  
 進めていく必要がある。厚生労働省・国民健康保険中央会と連携を図りながら、都道府県化およびオンライン資格確  
 認の運用面の浸透に向けて、IT面での提言を行っていく。  
 さらに、市町村事務処理標準システムにおいて標準仕様の取り込みが今後発生する見込みだが、その設計仕様につ  
 いてもオブザーバーとして専門的見地から提言を進めていく。





## 8. 保健衛生分野への取組



### 新型コロナウイルスワクチン接種に関する活動

#### 1. これまでの対応（まとめ）

2020年から未曾有の国難となっている新型コロナ対策について、国の施策に合わせ継続的に技術支援を行った。

	2020				2021				2022				2023		
	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q		
感染拡大		1波	2波	3波	4波	5波			6波		7波		8波		
ワクチン接種		ワクチン 輸入協議	法整備		先行	初回接種	一般	職域		追加接種（3～5回目）	先行	小児	一般	職域	乳幼児
自治体向け 説明会		関係機関 調整	☆ 1回		ほぼ毎月開催							☆ 21回			
JAHIS		接種券 予診票 作成		VRS 連携		接種券 予診票 様式変更	VRS IF改 修								
		自治体および医療機関向け手引きのチェック（随時）													

## 8. 保健衛生分野への取組



### 新型コロナウイルスワクチン等の予防接種担当参事官室向け活動

#### 2. ワクチン関連の技術支援

コロナワクチンの他HPVワクチン・4種混合ワクチンに関する技術支援を実施し、保健衛生WGメンバへの共有を行った。

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	
コロナ ワクチン	自治体向け説明会 情報共有	11回		12回	13回			14回	15回	16回	17回	18回	19回	20回	21回
	自治体向け手引書 確認	6.1版 7.0版		7.1版		8.0版	8.1版	8.2版 8.3版	9.0版	10版	11版 12版	13版		13.2版	
HPVワクチン							Q&A		Q&A		Q&A		Q&A		
		HPVワクチン9価(シルガード9)の定期化に向けた疑義照会													
4種混合 ワクチン											Q&A				
		生後3,4,5か月を生後2,3,4か月に変更													

## 9. 母子保健の電子化への取組



### 母子保健情報の電子化(データ化)の状況

#### 1. 情報の電子化(データ化)の経緯

2018年1月に厚生労働省「データヘルス改革推進本部」のもとに、新たに「乳幼児期・学童期の健康情報」プロジェクトチームが設置され、乳幼児期、学童期を通じた健康情報の利活用等について検討を進めることとなった。

#### 政府方針

PHR (Personal Health Record) について、2020年度より、マイナポータルを通じて本人等へのデータの本格的な提供を目指す。そのため、予防接種(2017年度提供開始)に加えて、2020年度から特定健診、乳幼児健診等の健診データの提供を開始することを目指す。  
(未来投資戦略2018 平成30年6月15日閣議決定)

#### 1. 電子的に記録・管理する情報

○ 乳幼児健診(3~4か月、1歳半、3歳)及び妊婦健診の健診情報にかかる「標準的な電子的記録様式」及び「最低限電子化すべき情報」を検討。

乳幼児健診・妊婦健診で把握される情報



標準的な電子的記録様式

最低限電子化すべき情報

	概要	例
標準的な電子的記録様式	本人又は保護者が自己の健康管理のために閲覧する情報で、市町村が電子化することが望ましい情報。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 疾病及び異常の診察所見</li> <li>・ 新生児聴覚検査に関する情報</li> <li>・ 風疹抗体検査に関する情報</li> </ul>
最低限電子化すべき情報 <small>※妊婦健診は対象外</small>	転居や進学の際に、他の市町村や学校に引き継がれることを前提として、市町村が必ず電子化する情報。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各健診時における受診の有無</li> <li>・ 診察所見の判定に関する情報</li> </ul>

## 9. 母子保健の電子化への取組



### 母子保健情報の電子化(データ化)の状況

#### 2. 情報の電子化(データ化)の状況

マイナポータルを通じて閲覧できる母子保健情報において、最低限電子化すべき情報、出生児の情報、予防接種の情報は多くの市町村で電子化されている。

	1万人未満		1万～3万人		3万～10万人		10万以上		総計	
	度数	割合 (%)	度数	割合 (%)	度数	割合 (%)	度数	割合 (%)	度数	割合 (%)
システム導入状況	480	90.9	449	99.1	480	100	279	99.6	1,688	97.0
出生時の情報	400	75.8	403	89.0	438	91.3	253	90.4	1,494	85.8
予防接種の情報	484	91.7	430	94.9	457	95.2	249	88.9	1,620	93.0
妊婦健診の受診状況	407	77.1	402	88.7	432	90.0	234	83.6	1,475	84.7
乳幼児健診(3～4ヶ月・1歳6ヶ月・3歳児健診以外)	384	72.7	383	84.5	406	84.6	248	88.6	1,421	81.6

## 9. 母子保健の電子化への取組



### 母子保健情報デジタル化実証事業

#### 3. 情報の電子化の課題に向けた取り組み

母子保健情報において、多くの市町村で電子化されているが登録までには数ヶ月かかっているため、デジタル化の課題等を検証した上で全国展開に向けた検討を行う検証事業が実施される。【令和4年度第2次補正予算 4.8億円】

母子健康手帳のデジタル化のためには、医療機関の情報のデータ連携が必要

#### 事業の概要・スキーム・実施主体等

- 予防接種デジタル化事業の実施状況を踏まえつつ、母子健康情報デジタル化の全国展開に向けた検証事業を実施する。



#### (事業の流れ)

- ① データ連携の実証事業に係る調査研究を行う事業(検証受託事業者)の調達
- ② 本実証事業に参加を希望する自治体を公募
- ③ 当該自治体が連携するシステム運用事業者等と検証受託事業者との間で契約  
⇒ 検証実施

#### <自治体と医療機関の連携>

- ▶パターン① 自治体の健康管理システムの改修
- ▶パターン② 医療機関の電子カルテシステムの活用
- ▶パターン③ PCやタブレット端末の活用

#### <自治体と妊産婦等との連携>

- ▶パターン④ 母子保健アプリや母子保健情報の電子化ツールの導入

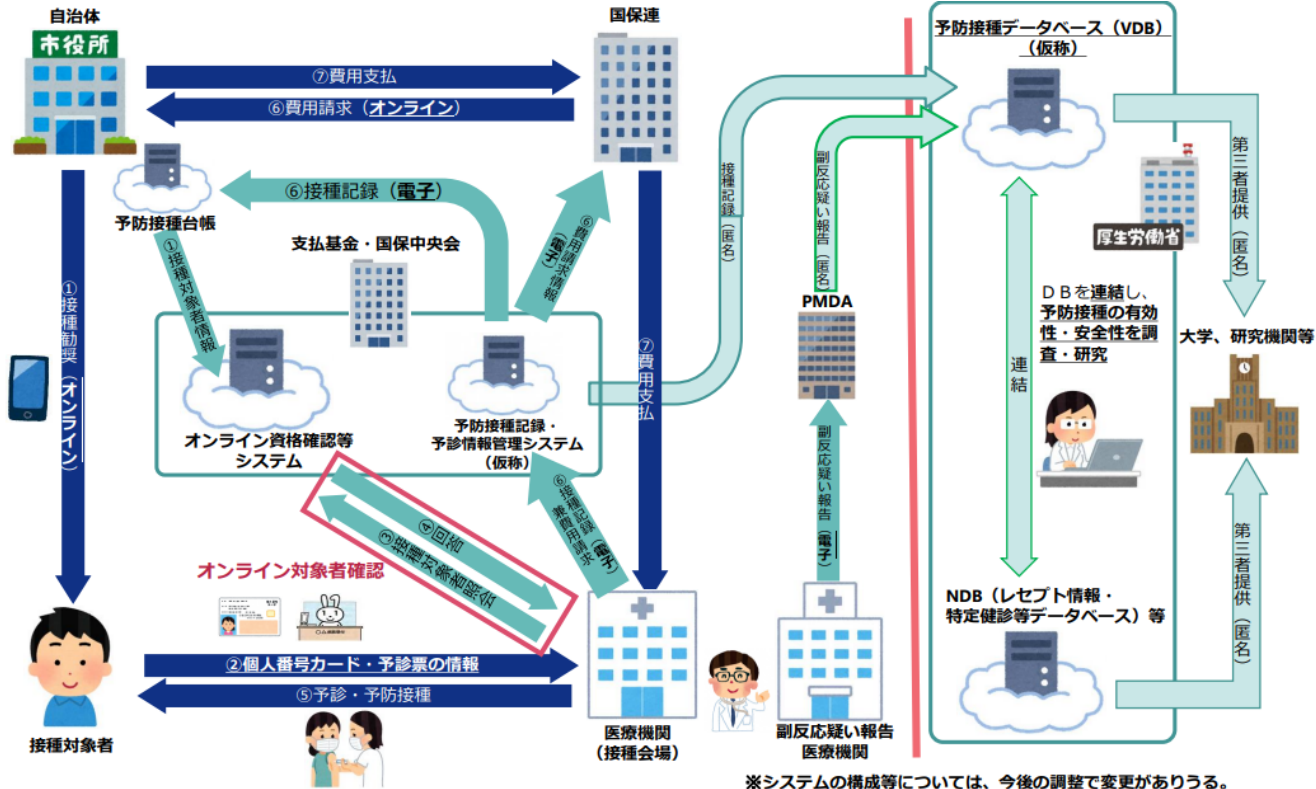
## 9. 母子保健の電子化への取組



### 予防接種事務のデジタル化

#### 4. 令和4年デジタル社会の実現に向けた重点計画

重点計画では、予防接種にかかる国民の利便性向上、地方公共団体や医療機関の事務負担の軽減を図るため、マイナンバーカードを活用し、予防接種事務全体のデジタル化へ取り組むとされ、検討が進んでいる。





## 10. 自治体システム標準化の動向

### — 地方公共団体情報システム標準化基本方針の概要

- 「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」(令和3年法律第40号) 第5条に基づき、標準化の推進に関する基本的な事項について、地方公共団体情報システム標準化基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるもの。
- 内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣が、関係行政機関の長に協議、地方3団体から意見聴取の上、作成(閣議決定)。

#### 統一・標準化の意義及び目標

**移行期間**：「2025年度までに、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を目指す」

**情報システムの運用経費等**：「平成30年度(2018年度)比で少なくとも3割の削減を目指す」

地方公共団体におけるデジタル基盤の整備、競争環境の確保、システムの所有から利用へ、迅速で柔軟なシステムの構築

- 国又は地方公共団体は、従来、時間と費用の両面から大きなコストが生じていた基幹業務システムからのデータの取り込みを円滑に行うことが可能となり、迅速な国民向けサービスの開始に寄与する。
- デジタル庁は総務省とともに、全地方公共団体の移行スケジュール及び移行に当たっての課題を把握し、その解決に地方公共団体と協力して取り組むこととする。

#### 施策に関する基本的な方針

- ・標準化対象事務の範囲
- ・標準準拠システムの機能等に係る必要な最小限度の改変又は追加
- ・推進体制  
(制度所管府省の役割、関係府省会議)
- ・意見聴取等

#### 標準化基準に関する基本的な事項

- ・共通標準化基準に関する基本的な事項  
(データ要件・連携要件、セキュリティ、ガバメントクラウドの利用、共通機能)
- ・標準化基準の策定に関する基本的な事項  
(標準化基準の策定・変更方針、適合性の確認、検討体制)

#### その他推進に必要な事項

- ・地方公共団体への財政支援  
(財政支援に関する基本的考え方、デジタル基盤改革支援補助金)
- ・地方公共団体へのその他の支援  
(情報提供、市区町村の進捗管理、デジタル人材、都道府県の役割等)

# 10. 自治体システム標準化の動向

## 地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化について

【デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和4年6月7日閣議決定）（抄）】

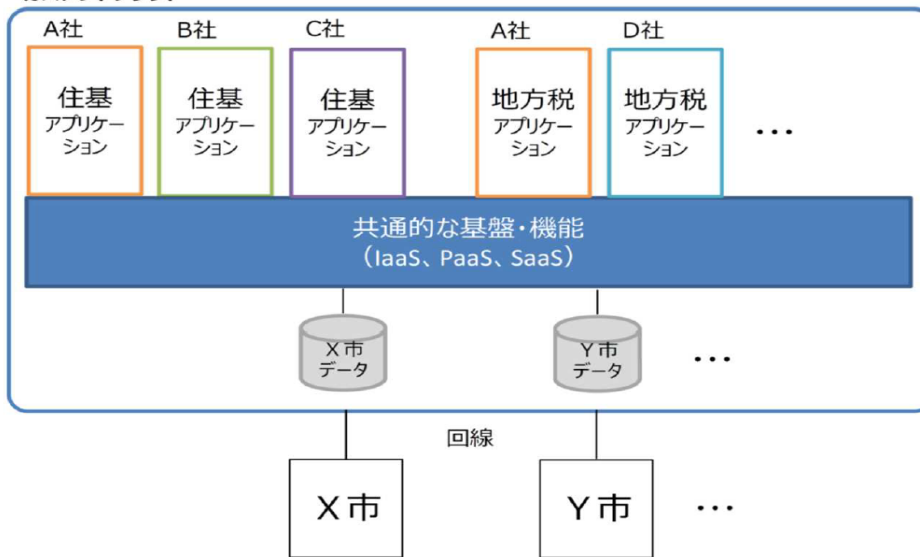
- 地方公共団体の職員が真に住民サービスを必要とする住民に手を差し伸べることができるようにする等の住民サービスの向上を目指すとともに、業務全体に係るコストを抑え、他ベンダーへの移行をいつでも可能とすることにより競争環境を適切に確保する等の行政の効率化を目指し、業務改革（BPR）の徹底を前提にして、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（略）に規定する標準化基準（略）への適合とガバメントクラウドの活用を図る、地方公共団体の基幹業務（※）等システムの統一・標準化を、地方公共団体と対話を行いながら進める。
- 基幹業務システムを利用する原則全ての地方公共団体が、目標時期である令和7年度（2025年度）までに、ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ移行できるよう、その環境を整備することとし、その取組に当たっては、地方公共団体の意見を丁寧に聴いて進める。

※基幹業務：住民基本台帳、戸籍、戸籍の附票、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、印鑑登録、選挙人名簿管理、子ども・子育て支援、就学、児童手当、児童扶養手当、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理（20業務）

### 具体的には・・・

- ① 複数のアプリケーション開発事業者が標準化基準に適合して開発した基幹業務等のアプリケーションをガバメントクラウド上に構築し、地方公共団体がそれらの中から最適なアプリケーションを選択することが可能となるような環境の整備を図る。
- ② その結果、地方公共団体が基幹業務等のアプリケーションをオンラインで利用することにより、従来のようにサーバ等のハードウェアやOS・ミドルウェア・アプリケーション等のソフトウェアを自ら整備・管理することが不要となる環境の実現を目指す。
- ③ ガバメントクラウドが提供する共通的な基盤や機能を活用しながら、アプリケーションレベルにおいては複数の民間事業者による競争環境を確保して、ベンダーロックインによる弊害を回避する。
- ④ スタートアップや地方のベンダーも含め、各ベンダーにおいては、自らクラウド基盤を整備することなく自社が開発したアプリケーションが全国展開する可能性が広がることとなる。
- ⑤ 標準準拠システムは、データ要件・連携要件に関する標準化基準に適合することにより、当該データの公共サービスメッシュへの連携を迅速かつ円滑に行える拡張性を有することとなる。

### ガバメントクラウド





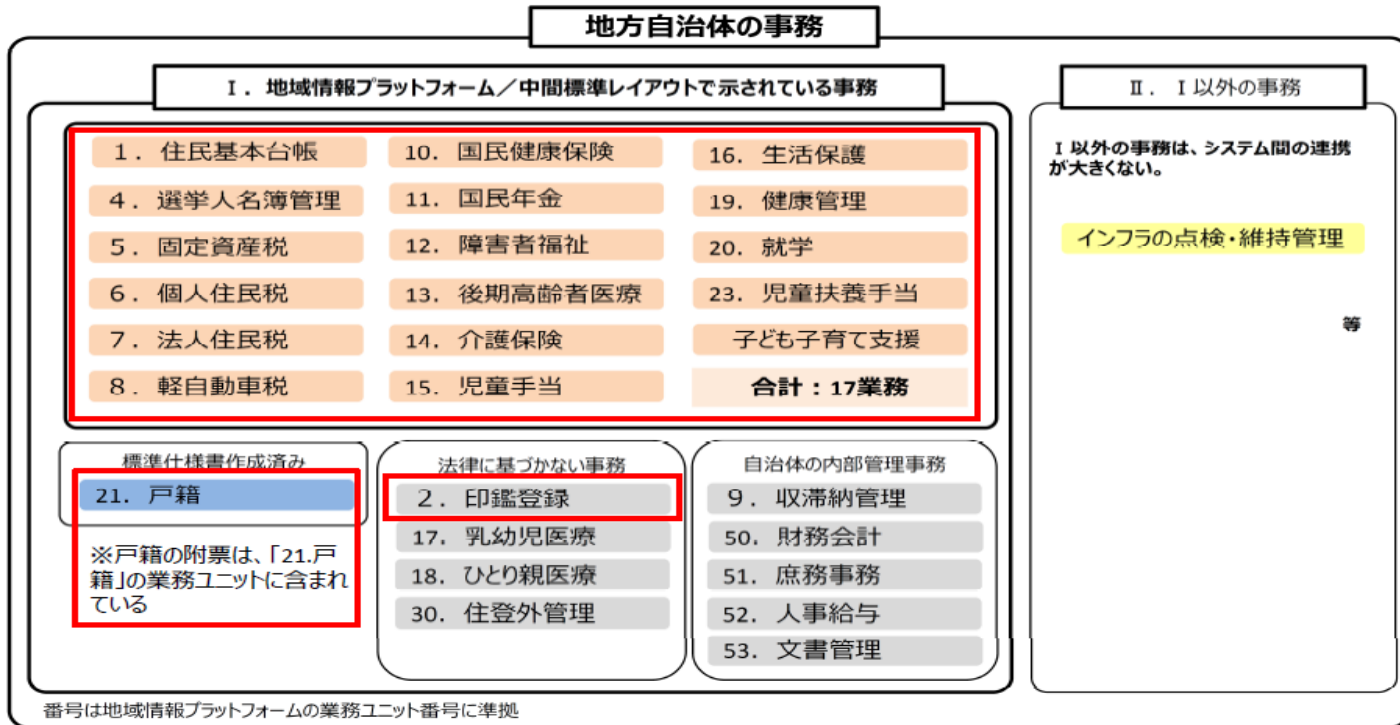
# 10. 自治体システム標準化の動向

## 標準化対象事務について

- 標準化対象事務は、標準化法の趣旨を踏まえ、標準化法第2条第1項に規定する「情報システムによる処理の内容が各地方公共団体において共通し、かつ、統一的な基準に適合する情報システムを利用して処理することが住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与する事務」であるかという観点から、選定する。

【地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和三年法律第四十号）（抄）】  
（定義）

第二条 この法律において「地方公共団体情報システム」とは、地方公共団体が利用する情報システムであって、**情報システムによる処理の内容が各地方公共団体において共通し、かつ、統一的な基準に適合する情報システムを利用して処理することが住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与する事務**として政令で定める事務（以下「標準化対象事務」という。）の処理に係るものをいう。



# 10. 自治体システム標準化の動向

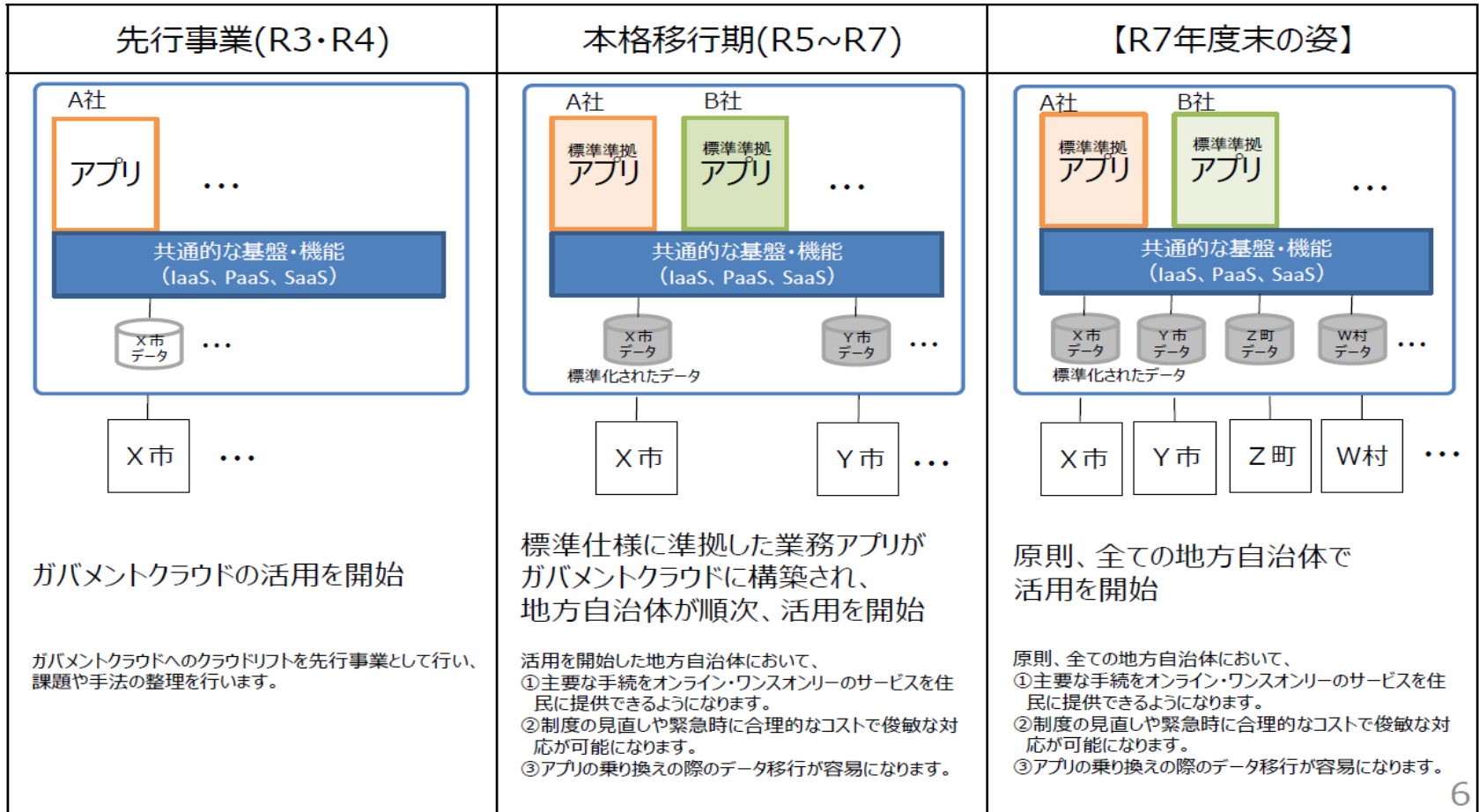
## — 地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化に向けたスケジュール

	2020年度 (令和2年度) 1～3月	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
ガバメントクラウドの整備	国の情報システムにおける複数のクラウドサービスの利用環境の整備・運用					
	国以外の活用に向けた具体的な対応方策や課題等の検討					
	先行事業（地方公共団体分、一部稼働）					
	2020年度 (令和2年度) 1～3月	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
ガバメントクラウドの提供（地方公共団体関係）	ガバメントクラウド提供					
地方公共団体	ガバメントクラウド利用地方公共団体 順次拡大					
地方公共団体情報システム標準化基本方針の策定等	法案提出					
標準化基準における共通事項の策定等	仕様策定・仕様の調整 (データ要件・連携要件等、 20業務の機能要件)					
制度所管府省庁による標準化基準の策定						
統一・標準化を進めるための支援	標準準拠システム開発 (ガバメントクラウド上でのサービス提供前提)					
	標準準拠システムへの移行（※） (地方公共団体はガバメントクラウドを活用し、標準準拠システムを利用) ※ 取組においては地方公共団体の意見を丁寧に聴いて進める。					

デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和3年12月24日閣議決定）をもとに作成

# 10. 自治体システム標準化の動向

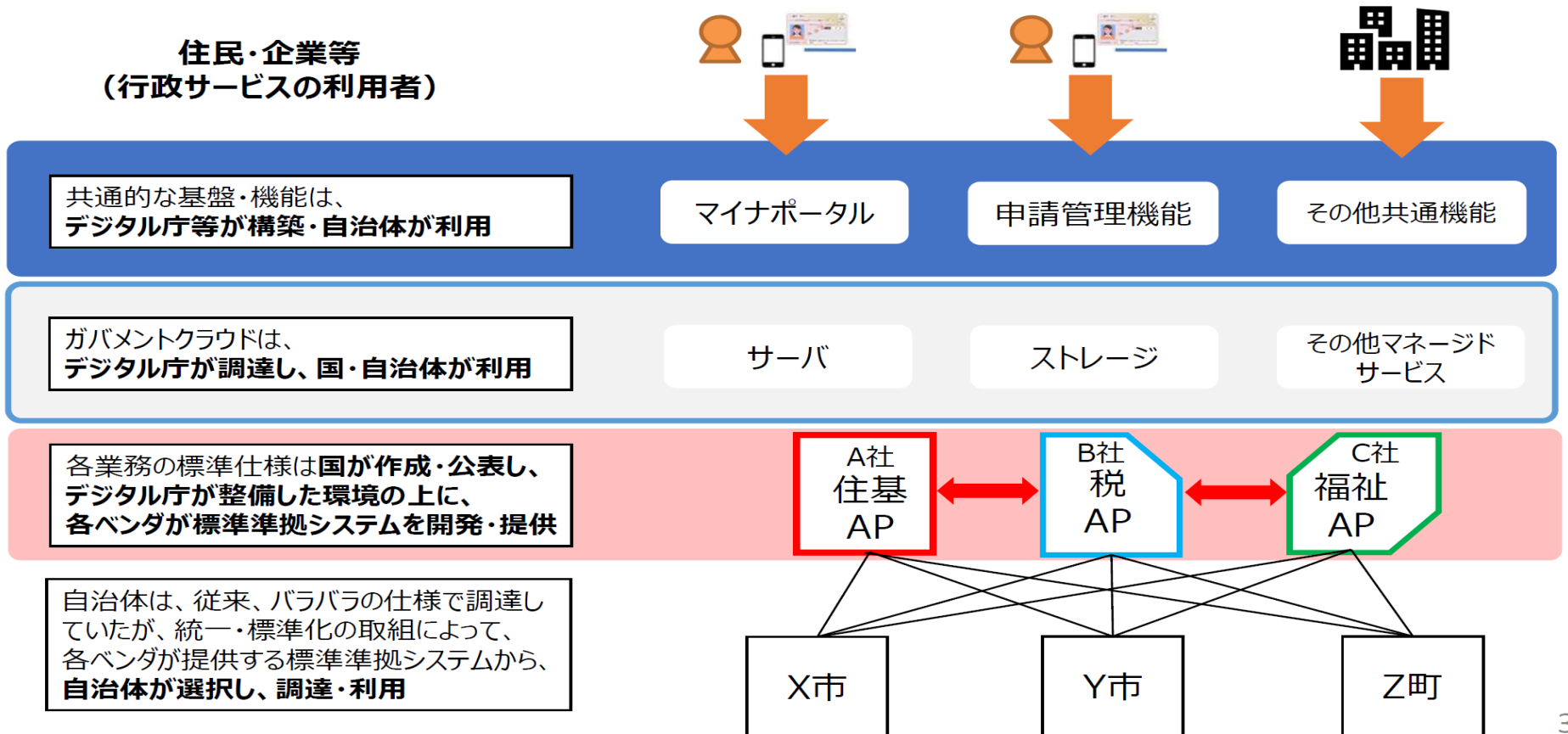
## — 地方自治体の業務システムの統一・標準化に向けたスケジュール（イメージ）



# 10. 自治体システム標準化の動向

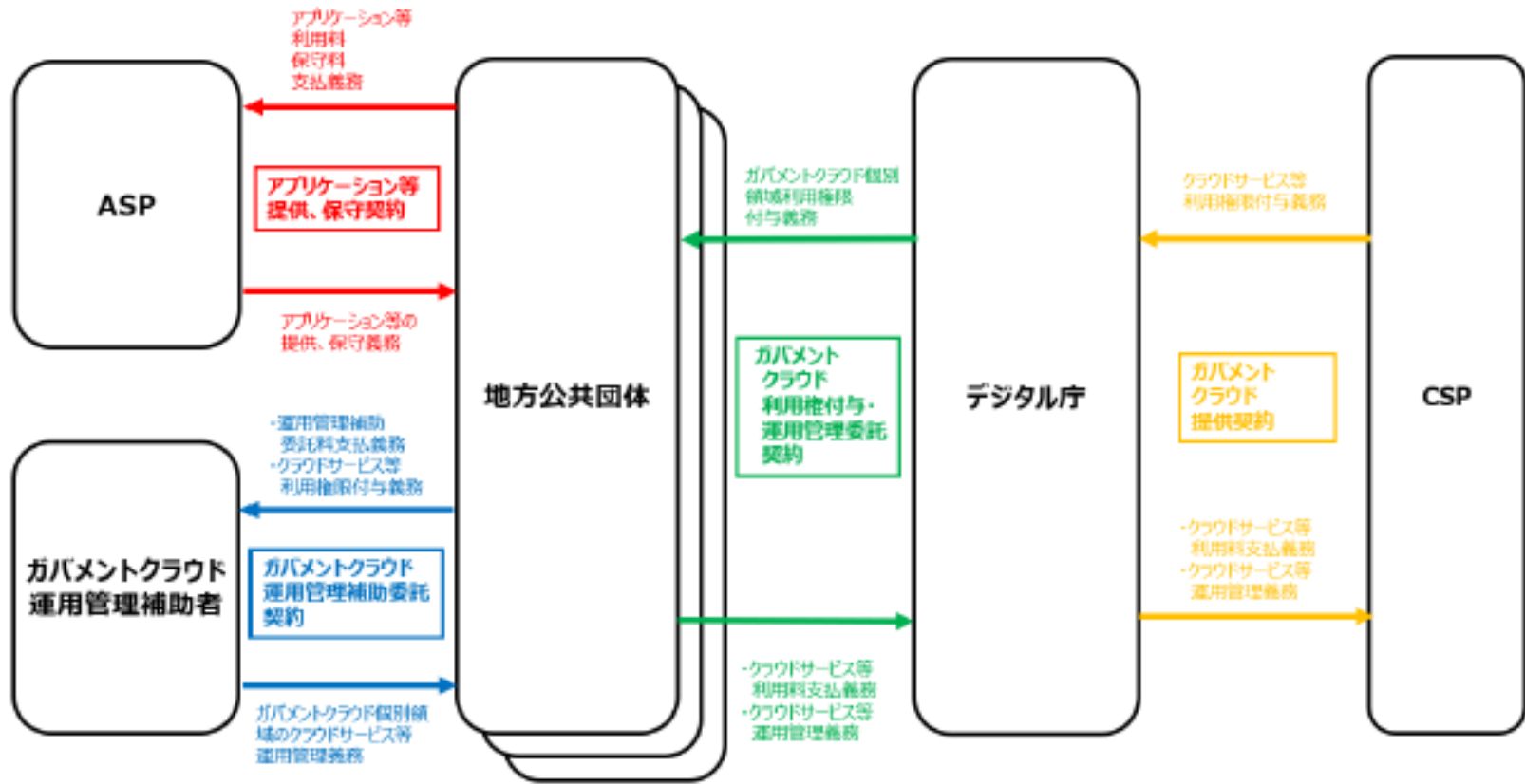
## 地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化について（イメージ）

- 共通的な基盤やデジタルサービスの機能については、デジタル庁が調達・構築し、地方自治体が必要に応じ利用する。
- 地方自治体は、ガバメントクラウド上に各ベンダが構築した複数の標準準拠アプリケーションの中から、各業務で1つの最適なアプリケーションを選択し、調達・利用する（ベンダーロックインの回避・競争環境の確保）。



## 10. 自治体システム標準化の動向

### ガバメントクラウドの提供方式の基本的な仕組み(契約関係)



## 10. 自治体システム標準化の動向

### より円滑な標準準拠システムの開発・移行に向けた流れ(文字要件)

○戸籍の文字情報整備作業による成果物の受領

①標準仕様書(文字要件)の改定

②MJ+の全体像の提示  
(追加予定の文字の字形・コード一覧等)

③MJ+追加フォントの作成・文字管理運用の検討

④MJ+同定マップ・代替マップの作成

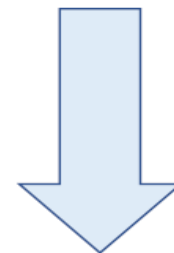
⑤自治体・ベンダにβ版を提供

⑥自治体・ベンダ実証事業  
(自治体等における同定マップの運用上の課題や効率的な同定作業を実証)

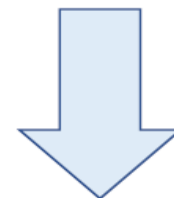
⑦MJ+1.0版を自治体・ベンダに提供

令和5年3月末日途

運用上想定される課題について、有識者による検討を実施



令和5年8月末日途



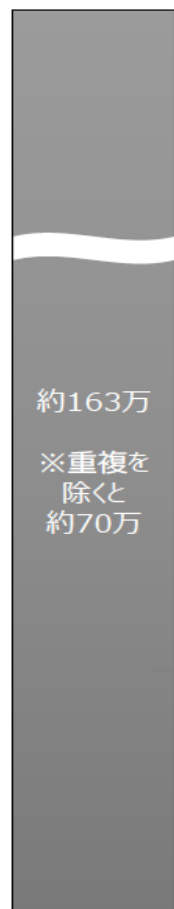
令和6年3月末日途



# 10. 自治体システム標準化の動向

## MJ+の範囲と運用上必要な文字のイメージ

戸籍バンダーが  
管理する文字



約55万文字  
法務省の文字情報整備作業で  
文字情報基盤に同定できたもの

包摂



運用上必要な文字(サンプル)

#	字形	コード
1	膏	U+10016D
2	し	U+10021D
3	ダ	U+100A3E

文字  
情報基盤  
(MJ)

約6万

標準準拠システム  
の運用上必要な  
文字を絞込

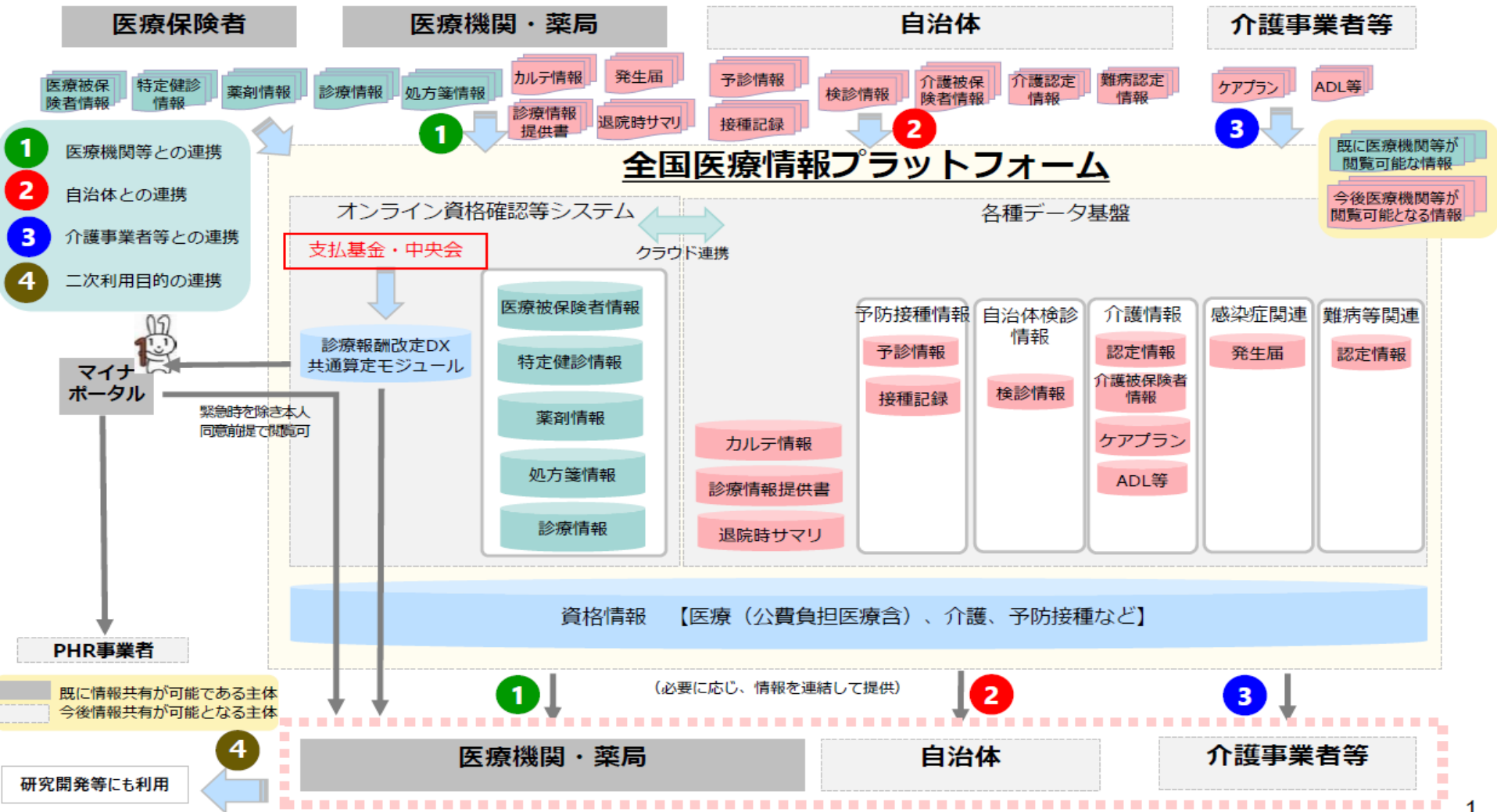
約X万

**MJ+**  
(MJを拡張した  
文字セット)

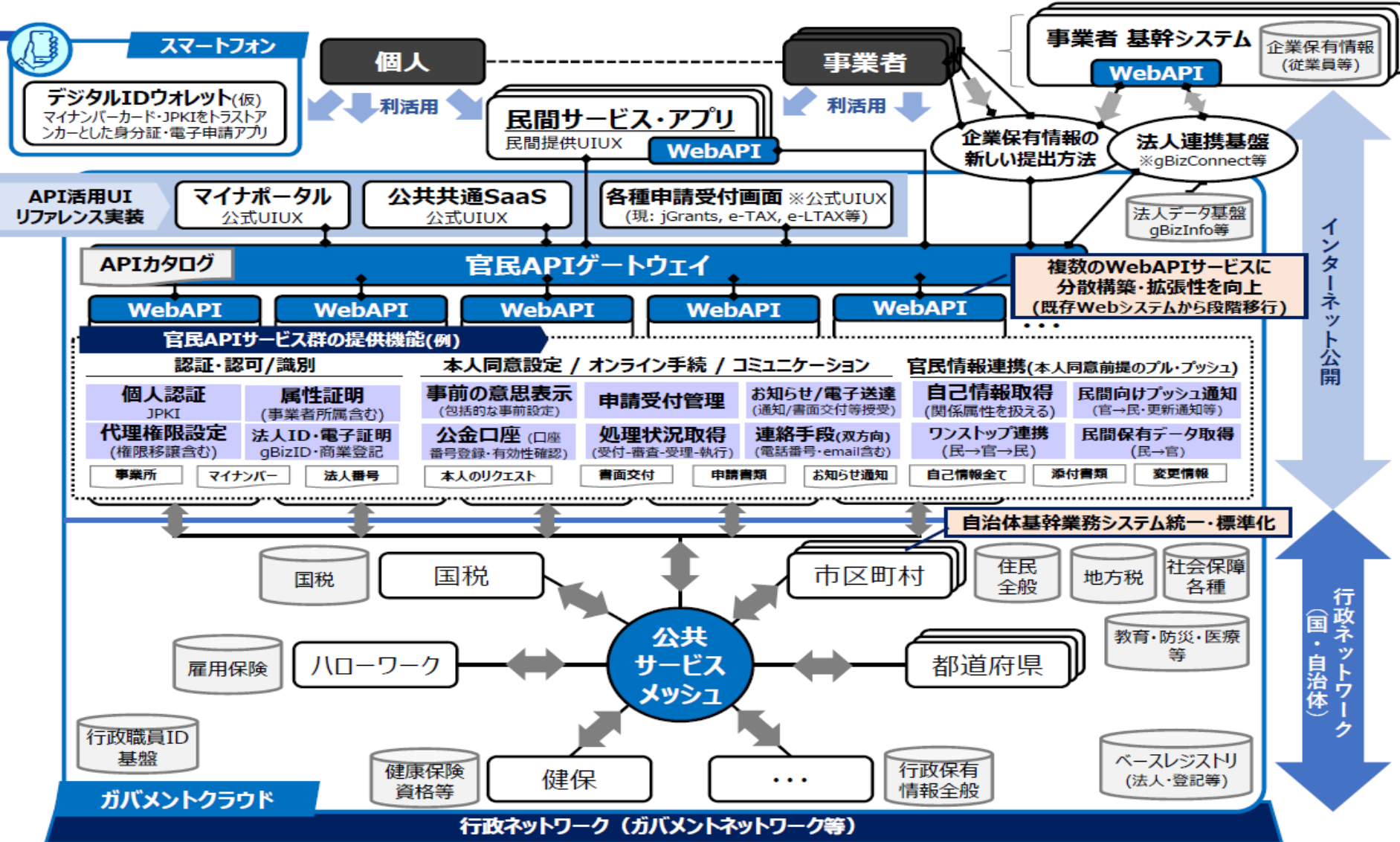
グループ化

# 「全国医療情報プラットフォーム」 (将来像)

第1回「医療IT令和ビジョン2030」厚生労働省推進チーム (令和4年9月22日) 資料1を一部改変



# 公共サービスメッシュを中心としたトータルデザイン（イメージ）



今後も各業務で大規模な制度改正が  
控えています…

さらに**ガバメントクラウドへの移行が2025年末まで**  
となっており、急激な変化が求められています。

マイナンバーシステムの見直しや  
医療DX令和ビジョン2030の推進  
新たな国民基盤である  
**「公共サービスメッシュ」の構築**  
等も着々と検討が進められています。

引き続き、この分野の動向に注視をお願いします !!



健康で豊かな国民生活を保健医療福祉情報システムが支えます

**ご清聴ありがとうございました**